

## 枚方市条例第 3 号

### 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例

(職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第1条 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和26年枚方市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第3条中「合計額」の次に「(地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、基本報酬の額)」を、「給与」の次に「(同号に掲げる職員にあっては、基本報酬)」を加える。

(単純なる労務に従事する一般職の職員の給与及び基準を定める条例の一部改正)

第2条 単純なる労務に従事する一般職の職員の給与及び基準を定める条例(昭和32年枚方市条例第18号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

単純なる労務に従事する一般職の職員の給与等の種類及び基準を定める条例

第1条中「給与」の次に「及び費用弁償」を加え、「について」を「を」に改める。

第2条第1項中「昭和25年法律第261号)」の次に「第22条の2第1項第2号に掲げる職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)、同法」を加え、同条第2項各号列記以外の部分中「手当」を「前項の手当」に改め、同項第1号中「次号」を「第3号」に改め、同項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) フルタイム会計年度任用職員 地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び退職手当

第2条に次の1項を加える。

3 単純労務職員で、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。)の給与は、報酬及び期末手当とする。

第3条第1項中「規定する職員」の次に「(フルタイム会計年度任用職員を除く。)」を加え、「条例の」を「条例に」に改め、同条第2項中「規定する職員」の次に「及びパートタイム会計年度任用職員」を加え、「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与に関しては、この条例に定めるもののほか、枚方市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年枚方市条例第2号)(フルタイム会計年度任用職員にあっては、同条例及び枚方市職員の退職手当に関する条例)の規定を準用する。

第4条を次のように改める。

(費用弁償)

第4条 パートタイム会計年度任用職員には、通勤に係る費用弁償を支給する。

2 前項の費用弁償に関しては、枚方市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規

定を準用する。

第5条を削り、第6条を第5条とする。

(枚方市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第3条 枚方市職員の退職手当に関する条例（昭和38年枚方市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「以外の部分を」を「並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。

第2条第3項中「臨時的に任用された者であつた期間」を「職員のうち臨時的に任用されたもの及び前項本文の規定の適用があるもの」に、「この条例」を「第3条の2及び第5条の5」に改める。

附則に次の2項を加える。

21 第2条第2項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者の同項に規定する勤務した月が引き続いて6月を超えるに至つた場合には、当分の間、その者を同項に規定する者とみなして、この条例の規定を適用する。この場合において、その者に対する第2条の4及び第6条の5の規定による退職手当の額は、第2条の4から第6条の5までの規定（第3条の2及び第5条の5の規定を除く。）により計算した退職手当の額の100分の50に相当する金額とする。

22 前項の規定の適用を受ける者に対する第7条の2の規定の適用については、同条中「12月」とあるのは、「6月」とする。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第4条 職員の育児休業等に関する条例（平成4年枚方市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「第34条の2第1項」の次に「又は枚方市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年枚方市条例第2号）第8条第1項」を加え、同条第2項中「している職員」の次に「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を加える。

第8条中「した職員」の次に「（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を加える。

第19条第2号中「（昭和25年法律第261号）」を削る。

第20条第3項中「一般職の非常勤職員の報酬、勤務時間等に関する条例（平成26年枚方市条例第1号）第8条」を「勤務時間条例第16条」に改める。

第21条中「第51条第1項」の次に「（枚方市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年枚方市条例第2号）第24条においてその例による場合を含む。）」を、「第42条」の次に「（枚方市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第24条においてその例による場合を含む。）及び同条例第18条」を加える。

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第5条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年枚方市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「を下らず40時間を超えない範囲内において規則で定める」を「とする」に改め、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分に満たない範囲内で、任命権者が定める。

第3条第1項ただし書及び第2項ただし書中「ものとし」の次に「、パートタイム会計年度任用職員」を加える。

第4条第2項本文中「従った週休日」の次に「、パートタイム会計年度任用職員」を加え、同項ただし書中「8日（育児短時間勤務職員等）」の次に「、パートタイム会計年度任用職員」を加える。

第5条中「職員」の次に「（パートタイム会計年度任用職員を除く。）」を加える。

第8条の2第1項中「第24条第3項」の次に「（枚方市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年枚方市条例第2号）第9条においてその例による場合を含む。）又は同条例第14条」を、「時間外勤務手当」の次に「又は時間外勤務報酬」を加える。

第10条第1項中「職員」の次に「（パートタイム会計年度任用職員を除く。）」を加え、同条第3項中「任命権者は、」の次に「職員（パートタイム会計年度任用職員を除く。）に」を加える。

第12条第1項第1号中「及び任期付短時間勤務職員」を「、任期付短時間勤務職員、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員及び臨時的に任用された者」に改める。

第15条第1項中「職員が」を「職員（会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。以下同じ。）にあっては、次の各号のいずれにも該当する者に限る。）が」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 引き続き在職した期間が1年以上である会計年度任用職員

(2) 介護休暇開始予定日（当該要介護者がこの項に規定する介護を必要とする1の継続する状態にある期間中における当該要介護者に係る介護休暇をすることとする1の期間の初日をいう。）から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までに、その任期（当該任期が満了した後、引き続き採用された場合にあつては、当該採用に係る任期）が満了すること及び引き続き採用されないことが明らかでない会計年度任用職員

(3) 勤務日の日数を考慮して規則で定める会計年度任用職員

第15条第3項中「第51条第1項」の次に「（枚方市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第24条においてその例による場合を含む。）」を加え、「同条例第42条」を「枚方市職員給与条例第42条（枚方市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第24条においてその例による場合を含む。）又は同条例第18条」に改め、「給与額」の次に「又は報酬額」を加える。

第15条の2第1項中「職員」の次に「（会計年度任用職員にあつては、次の各号のいずれにも該当しない者に限る。）」を加え、同項に次の各号を加える。

- (1) 引き続き在職した期間が1年に満たない会計年度任用職員
- (2) 前号に掲げるもののほか、介護時間休暇を与えないこととすることについて合理的な理由があると認められる会計年度任用職員として規則で定めるもの

第15条の3第1項及び第17条第3項中「育児短時間勤務職員等」の次に「、パートタイム会計年度任用職員」を加える。

第19条を削り、第20条を第19条とする。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正）

第6条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成12年枚方市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第7条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年枚方市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号及び第10条第3号中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

（企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第8条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成16年枚方市条例第14号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

企業職員の給与等の種類及び基準に関する条例

第1条中「給与」の次に「及び費用弁償」を加える。

第2条第1項中「昭和25年法律第261号）」の次に「第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）、同法」を加え、同条第3項中「手当の」を「第1項の手当の」に改める。

第24条の見出し中「非常勤職員等」を「パートタイム会計年度任用職員」に改め、同条中「職員以外のもの」を「パートタイム会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員をいう。）」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（フルタイム会計年度任用職員についての適用除外等）

第24条の2 第4条から第6条まで、第8条、第14条の2、第17条及び第17条の2の規定は、フルタイム会計年度任用職員には適用しない。

2 第16条及び第18条の規定にかかわらず、フルタイム会計年度任用職員の期末手当及び退職手当は、管理者が別に定めるところにより支給する。

（枚方市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第9条 枚方市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年枚方市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条中「地方公務員法」の次に「第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び同法」を加え

る。

附 則 [令和元年6月25日公布]

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。  
(枚方市職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 この条例の施行の日以後に地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員となった者についての第3条の規定による改正後の枚方市職員の退職手当に関する条例第7条第1項の規定の適用については、同項中「在職期間」とあるのは、「在職期間（会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例（令和元年枚方市条例第号）第3条の規定による改正前の第2条第3項に規定する臨時的に任用された者であつた期間を除く。）」とする。  
(枚方市職員給与条例の一部改正)
- 3 枚方市職員給与条例（昭和23年枚方市条例第103号）の一部を次のように改正する。  
第6条の2第1号中「規則で定める」を削り、同条第2号中「第2条第3項」を「第2条第4項」に改める。  
第6条の3中「規則で定める」を削る。  
第41条の3第2項及び第3項中「第2条第4項」を「第2条第5項」に改め、「規則で定める」を削る。  
(一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)
- 4 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和27年枚方市条例第11号）の一部を次のように改正する。  
第11条第3項中「第3項又は第4項」を「第4項又は第5項」に改め、「規則で定める」を削る。